

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 1 4 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号。以下「指定令」という。）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が 施行されたところです。

今般、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保及び感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について、別添のとおり都道府県等に連絡しております。

ついては、貴会におかれましても内容を御了知の上、貴会会員への周知の程よろしくお願いいたします。

健感発0212第4号  
医政地発0212第1号  
令和2年2月12日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）

標記については、これまでも新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れ等につき格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されているなど、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先を確保することが急務となっております。

ついては、貴職におかれましては、管内の医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者を受け入れるための病床確保及び搬送調整にご尽力いただきますようお願い致します。

特に受け入れが急務となる患者が生じた場合には、厚生労働省より具体的に病床確保及び搬送調整等につき御相談することとしておりますので、御協力をお願い致します。

また、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること等が可能となっていることを踏まえた対応を既にお願ひしているところですが、貴職におかれて具体的な搬送医療機関を検討する際は、まずは「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業の実施について」（令和2年2月6日健発 0127 第3号厚生労働省健康局長通知）における新型インフルエンザ患者入院医療機関への搬送を検討・調整していただき、当該医療機関において満床等の理由で受け入れできない場合等については、他の医療機関等への受け入れを検討していただくなど、具体的な入院病床の確保に努めていただきますようお願いいたします。

健感発0213第1号  
医政地発0213第1号  
令和2年2月13日

各 都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の  
入院病床の確保について（依頼）

標記については、これまでも新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れ等につき格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されているなど、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先を確保することが急務となっております。

先日、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること等が可能となっていることを踏まえた対応を既にお願ひしているところですが、貴管内の第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関におかれましては、感染症指定医療機関という性質を踏まえ、感染症病床以外の病床を確保した上で入院治療に供していただくよう格段の努力をお願い致します。

特に受け入れが急務となる患者が生じた場合には、厚生労働省より具体的に病床確保及び搬送調整等につき御相談することとしておりますので、御協力をお願い致します。

〈参考〉

「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日付厚生労働省健康局結核感染症課（医政局地域計画課）長通知）

「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）